

資料2-2

安全設計審査指針の位置付け

平成16年9月
原子力安全・保安院
原子力安全基盤機構

■ 安全設計審査指針の位置付け

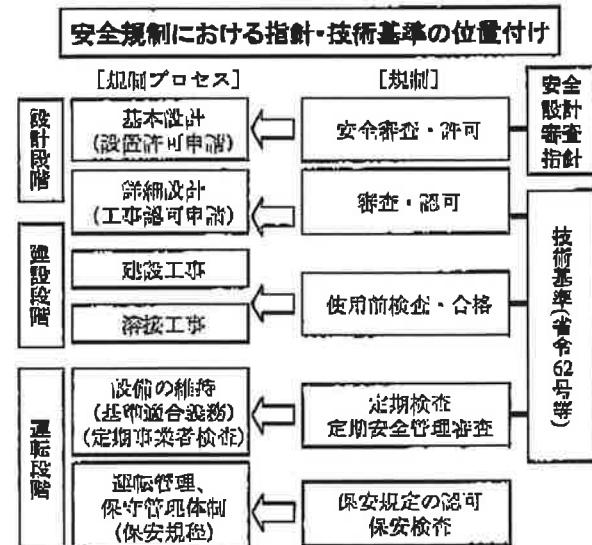
安全設計審査指針は、原子力安全委員会が基本設計における要求事項を規定したものであり、原子炉等規制法に基づいた原子炉の設置許可に係る原子力安全委員会の安全審査（二次審査）に当たって確認すべき安全設計の基本方針が定められている。この指針は、保安院による一次審査の基準としても位置付けられている。

技術基準（省令62号等）^{*}は、詳細設計における要求事項を規定しており、電気事業法に基づいて設置者が設備を維持しなければならない基準であり、また原子炉の工事計画認可、使用前検査及び定期検査・定期安全管理審査に当たっての審査・判断基準として定められている。

^{*}技術基準として、「発電用原子力設備」に関する基準を総合的に定めた省令62号のほか、「核燃料物質」「溶接」に関する省令、「線量当量等」「構造等」「コンクリート型格納容器」に関する告示が定められている。

■ 安全審査に関する指針の体系

発電用軽水型原子炉施設に関する安全指針は、下図のとおり、(1)立地に関するもの、(2)設計に関するもの、(3)安全評価に関するもの及び(4)線量目標値に関するものから構成されている。このうち(2)の設計に関するものは原子炉施設の基本設計に係わるものであり、その中で「発電用軽水型原子炉施設における安全設計審査指針（安全設計審査指針）」は、原子炉施設の基本設計における要求事項を規定したものである。従って安全設計審査指針が技術基準との比較検討の対象となる。



(1) 立地

○原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて

(2) 設計

○発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針

○発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査

○発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針

○発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針

○発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針

○放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方

(3) 安全評価

○発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針、等7指針

(4) 線量目標値

○発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針、等3指針